

開発行為許可申請書類一覧表（法第29条第1項）

	書類	明示すべき事項, 注意事項
1	申請書	【法別記様式第2】 正・副各1部(以下の書類も同様。副はコピー可) ※申請手数料を市建築指導課窓口で納付
2	委任状	
3	設計説明書(自己用住宅を除く)	【市細則様式第1号】
4	事業計画書	事業内容(店舗名, 業種, 規模, 営業時間) 等
5	公共施設管理者等に関する書類(新規)	【市細則様式第2号】
6	公共施設管理者等に関する書類(従前)	【市細則様式第3号】
7	公共施設の新旧対照図	
8	公共施設管理者の同意書(32条同意)	【国, 県等の施設の場合:市細則様式第4号】 事前協議完了通知 ※1,000㎡未満で市施設のみ場合は事前相談時チェックリストで可
9	公共公益施設管理者等との協議書(32条協議)	事前協議完了通知書の写し, 協定書 等
10	流入同意(一時放流先)	水路, 道路側溝 等
11	工事許可, 占用許可	出入口, 流末(汚水, 雨水) 等
12	開発行為同意書(土地及び工作物)	開発行為の妨げとなる権利を有する者(所有権, 抵当権等) 【市細則様式第5号】
13	給排水施設に係る使用同意書(経由地, 既存給排水施設)	
14	土地登記事項証明書	1,000㎡以上は土地明細書(地番, 地目, 地積, 所有者, 権利 等)添付
15	資金計画書(自己用住宅及び市街化自己業務用1ha未満を除く)	収支・年度別計画【省令別記様式第3】, 残高証明, 融資証明, 工事見積書
16	設計者の資格に関する申立書及び証明書(1ha以上の場合)	申立書は【市細則様式第6号】を使用
17	会社登記事項証明書(個人の場合は世帯全員の住民票)	
18	申請者の資力信用に係る書類(自己用1ha未満を除く)	事業経歴, 納税証明書 等
19	工事施行者の工事施行能力に係る書類(自己用1ha未満を除く)	会社登記事項証明書(個人の場合は住民票), 工事経歴書, 建設業許可書の写し 等
20	位置図(縮尺1/20000以上)	都市計画図(用途図), 方位, 縮尺, 開発区域の位置
21	区域図(縮尺1/2500以上)	方位, 縮尺, 開発区域の位置, 形状
22	公図の写し	開発区域, 転写場所, 転写日, 方位, 縮尺, 転写者氏名, 押印
23	地積測量図	
24	現況図(縮尺1/2500以上)	地形, 周辺の公共施設, 等高線 等
25	土地利用計画図(縮尺1/1000以上)	公共公益施設, 予定建築物の敷地の形状・用途, 道路名称・認定番号・種別, 駐車場の位置 等
26	造成計画平面図(縮尺1/1000以上)	切土・盛土(色分け), がけ, 擁壁, 道路の位置・形状・幅員・勾配 等
27	造成計画断面図(縮尺1/1000以上)	現況・計画地盤面(高低差の著しい箇所)
28	汚水排水施設計画平面図(縮尺1/500以上)	排水区域界, 施設位置, 種類, 材料, 形状, 内のり寸法, 水の流れの方向, 勾配, 放流先の位置・名称 等
29	雨水排水施設計画平面図(縮尺1/500以上)	排水区域界, 施設位置, 種類, 材料, 形状, 内のり寸法, 水の流れの方向, 勾配, 放流先の位置・名称 等
30	給水施設計画平面図(縮尺1/500以上)	施設位置, 形状, 内のり寸法, 取水方法, 消火栓の位置 等
31	排水施設に係る図面等	浄化槽構造図・認定書・人員算定基礎, 雨水処理施設構造図・断面図, 雨水計算書 等
32	がけの断面図(縮尺1/50以上)	高さ, 勾配, 土質, 現況・計画地盤面, がけ面保護の方法 等
33	擁壁の断面図(縮尺1/50以上)	寸法, 勾配, 材料の種類, 裏込め, 鉄筋の位置, 地盤(土質, 改良方法) 等
34	擁壁の安全性を示す書類	構造計算書, 地盤改良計画書, 大臣認定書 等
35	予定建築物の平面図, 立面図	建築面積, 延床面積, 最高高さ
36	34条各号に該当することを証する書類 (市街化調整区域の場合)	※別表参照
37	その他市長が必要と認める書類	

・証明書等は, 受付日以前3ヶ月以内のもの原本を提出すること。
 ・2以上の図面の内容について, 1の図面で兼ねる事ができる。ただし, 不明瞭にならないこと。
 ・設計図には, 開発区域の境界, 方位, 縮尺, 作成者の記名・押印が必要。
 ・上記は一般的な書類及び必要事項の例示であり, 計画内容によって異なる場合がある。